

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

平成二十六年二月二十七日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

種別	名称	員数	所在地	所有者
工芸品	金銅火焰宝珠形舍利容器	一点	尾道市東久保町二〇番二八号 浄土寺	宗教法人浄土寺